

離職理由一覧表

離職区分	コード	離職理由コードの意味	給付制限の有無	所定給付日数の優遇の有無 (下記表ご参照下さい)	受給資格の種類
1A	11	解雇(1B及び5Eに該当するものを除く)＞ <u>期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合</u> で当該労働契約が更新されないこととなった(雇止めする旨の事前通知なく、いきなりの雇止め)場合を含む	無	有-①	特定受給資格者
1B	12	天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇	無	有-①	特定受給資格者
2A	21	特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)＞ <u>期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合</u> で事業主側の事情により当該労働契約の期間満了又は当該労働契約が更新されないこととなった(雇止めする旨の事前通知がある雇止め)で、当該労働者が当該労働契約の更新を希望していた場合	無	有-①	特定受給資格者
2B	22	特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満等更新明示あり)＞ <u>期間の定めのある労働契約の期間が3年未満の場合であっても(つまり、更新による継続雇用期間は変わらないということ)、当該労働契約の更新が明示(つまり、更新することの通知がある場合)が該当します。従って、「更新することの確約まではないが、更新することがありうる」というような場合は、「更新が明示されている」ということにはならない</u> されている場合で当該労働者が当該労働契約の更新を希望していた場合にもかかわらず、当該労働契約の期間満了により離職する場合	無	有-①	特定受給資格者
2C	23	特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満等更新明示なし)＞ <u>期間の定めのある労働契約の期間が3年未満の場合で、さらに当該労働契約の更新が明示されていない場合(「更新することの確約まではないが、更新することがありうる」というような場合(つまり、契約更新に条件が付されている場合)が該当します)</u> で当該労働者が当該労働契約の更新を希望していた場合にもかかわらず、当該労働契約の期間満了により離職する場合	無	有-①	特定理由離職者
2D	24	契約期間満了による退職(2A、2B又は2Cに該当するものを除く)＞ <u>そもそも更新についての明記がない場合や更新なしとの明記があった場合</u> で、労使双方合意の下、当該労働契約期間の満了により離職する場合	無	無-②	一般受給資格者
2E	25	定年、移籍出向	無	無-②	一般受給資格者
3A	31	事業主からの働きかけ(代表例は「退職勧奨」が挙げられますが、この「働きかけ」というのは、事業主が労働者に対してある行為をするよう仕向けるという捉え方ではなく、事業主の行為により労働者が何らかの影響を受け、その結果、やむなく離職するに至った場合が当てはまります)による正当な理由のある自己都合退職	無	有-①	特定受給資格者
3B	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職	無	有-①	特定受給資格者
3C	33	正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は3Dに該当するものを除く)	無	無-②	特定理由離職者
3D	34	特定の正当な理由のある自己都合退職(平成29年3月31日までに離職した被保険者期間6月以上12月未満に該当するものに限り)＞現在はほとんど使われていないとされています	無	無-②	特定理由離職者
4D	40	正当な理由のない自己都合退職＞ <u>待期(通算7日間)の満了の日の翌日から起算して1か月以上3か月以内の間(基本的には3か月)は、基本手当は支給しない。ただし、令和2年10月1日以後に正当な理由なく自己の都合により退職した場合の給付制限期間は、2か月(※1)となる。なお、令和2年10月1日前に同様に退職した場合の給付制限期間は、従前通り3か月となる。＞さらに、令和7年4月1日以後は、正当な理由なく自己都合により退職した場合の給付制限期間は1か月となります。</u>	有	無-②	一般受給資格者
4D	45	正当な理由のない自己都合退職(受給資格等決定前に被保険者期間が2か月以上(※2))	有	無-②	一般受給資格者
5E	50	被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇＞ <u>待期(通算7日間)の満了の日の翌日から起算して1か月以上3か月以内の間(基本的には3か月)は、基本手当は支給しない。</u>	有	無-②	一般受給資格者
5E	55	被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇(受給資格等決定前に被保険者期間が2か月以上(※2))	有	無-②	一般受給資格者

(※1)	ただし、当該退職日から遡って5年以内に既に2回(令和2年10月1日以後の場合に限ります)につき、正当な理由なく自己都合により退職し求職の申込みをした場合には、当該退職日に係る給付制限については3か月となります。つまり、当該2回までの退職日に係る給付制限は原則2か月になるわけです。>下記「給付制限期間」が2か月に短縮されます～令和2年10月1日から適用～(厚生労働省ホームページより引用)(PDF添付)をご参照下さい>さらに、令和7年4月1日からは、「通達1」の改正により、原則の給付制限期間を上記の2か月から1か月へ短縮する措置が講じられています。従って、当該退職日が令和7年3月31日以前である場合の給付制限期間は2か月となります。
	その他、当該給付制限が解除される場合の事由が追加されています。弊サイトサイドバーをご覧ください。
(※2)	受給資格の決定を受けた者(令和7年4月1日以後に正当な理由なく自己都合により退職した場合に限る)が待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、1か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再び退職した場合については、給付制限を行わないものとされています。なお、令和7年3月31日以前に正当な理由なく自己都合により退職した者が受給資格の決定を受け、待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、1か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再び退職した場合については、給付制限期間は1か月にするものとされています。また、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された場合及び当該退職日から遡って5年間のうちに2回以上、正当な理由なく自己都合により退職(令和2年10月1日以後のものに限る)した場合で、待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、2か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再び退職した場合については、給付制限の期間を1か月にするものとされています。 >当該注釈については、「雇用保険に関する業務取扱要領(令和7年4月1日以降)(一般求職者に対する求職者給付)」P292～293において、その詳細が記載されています。ご参照下さい。

失業給付を短縮される場合

「**給付制限期間**」が2か月に短縮されます
～ 令和2年10月1日から適用 ～

令和2年10月1日以後に退職した方は、正当な理由なく自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。詳しくは、お近くのハローワークや、都道府県労働局までお問い合わせください。

※ 通達1の改正により、原則の給付制限期間を上記の2か月から1か月へ短縮する措置が講じられています。

(1) 給付制限が2か月となる場合

(2) 給付制限が3か月となる場合

(3) 令和2年9月30日以前に自己都合で退職している場合

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される場合

令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます

雇用保険の給付制限が正当な理由なく自己都合により退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待機期間(第1～3か月分)は、基本手当を受給できません(給付制限)となります。

基本手当を受給できるようになり、また、受給する方は、ハローワークにご相談ください

教育訓練等を受けた方 または、受ける方 は、ハローワークにご相談ください

1. 給付制限が解除され基本手当を受給できる方(※2)

2. 給付制限のイメージ

(教育訓練等を受けていない場合)

(期間1年以内)に教育訓練等を受けたことがある場合

(期間1年以上)に教育訓練等を受けたことがある場合

3. 教育訓練等を受けた(受けている)場合の申し出

給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、**給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます**。

※ 教育訓練等を受けた(受けている)場合の申し出は、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

① 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

② 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

③ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

④ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑤ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑥ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑦ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑧ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑨ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑩ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑪ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑫ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑬ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑭ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑮ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑯ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑰ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑱ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑲ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

⑳ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉑ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉒ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉓ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉔ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉕ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉖ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉗ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉘ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉙ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉚ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉛ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉜ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉝ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉞ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㉟ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊱ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊲ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊳ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊴ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊵ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊶ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊷ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊸ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊹ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊺ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊻ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊼ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊽ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊾ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

㊿ 給付制限期間が2か月以上経過し、給付制限期間が2か月以上経過した後に教育訓練等の受給を開始する場合には、給付制限期間の短縮に関する措置が講じられます。

<特定受給資格者の場合及び特定理由離職者(正当な理由のある自己都合離職者を除く)の場合の所定給付日数>

有-① の場合	被保険者であった 区分	期間	1年未満					
			1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上	
	30歳未満	90日		5年未満	10年未満	20年未満	20年未満	—
	30歳以上35歳未満			90日	120日	180日	240日	
	35歳以上45歳未満			120日 (90日(※補足2))	180日	210日	240日	
	45歳以上60歳未満			150日 (90日(※補足2))		240日	270日	
	60歳以上65歳未満			180日	240日	270日	330日	
	65歳以上			150日	180日	210日	240日	

※補足2> 受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合の日数になります。

注:特定理由離職者(正当な理由のある自己都合離職者を除く)の場合の所定給付日数が優遇(90日から150日)>90日から330日>される措置(暫定)は令和4年3月31日までに当該受給資格に係る離職の日がある場合に適用されることになっていましたが、その後、当該暫定措置は3年延長(令和7年3月31日まで)され、さらに2年延長(令和9年3月31日まで)されています。

<一般受給資格者の場合の所定給付日数>

無-② の場合	被保険者であった 区分	期間	1年未満				
			1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
	全年齢		—	90日	120日	150日	